

別表第 1（第 4 条関係）

1 条例第 7 条第 2 項第 1 号の基準

表示又は設置の場所	自家広告物の種類		基準
禁止地域等 （条例第 3 条各号に掲げる地域又は場所をいう。以下同じ。）	建造物利用広告	屋上利用広告	1 総表示面積は、5 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から 10 メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。 4 広告物自体の高さは、2 メートル以下であること。
		壁面利用広告	1 総表示面積は、5 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、軒高以下であること。 3 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		突出し広告	1 総表示面積は、3 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、軒高以下であること。 3 壁面からの突出し幅は、1 メートル以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
	建造物から独立した広告		1 表示面積は、5 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から 4 メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置個数は、2 個以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
	広告幕（つりさげを含む。）		長さが 10 メートル以下で、かつ、幅が 1 メートル以下であること。
	広告旗		1 表示面は、縦 1.8 メートル以下及び横 0.6 メートル以下であること。 2 高さは、3 メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
	はり紙、はり札及び立看板		1 表示面積は、1 平方メートル以下であること。 2 道路上に突き出していないこと。
	置き看板		1 表示面積は、1 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から 1 メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。

禁止地域等 以外の地域	建造物利用 広告	屋上利用 広告	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積（開口部分を含む。以下同じ。）の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
		壁面利用 広告	1 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の5分の1以下であること。 2 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		突出し 広告	1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは、壁面からの突出し幅以下であること。 2 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
	建造物から独立した 広告		1 表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置個数は、3個以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
	広告幕（つりさげを 含む。）		長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。
	広告旗		1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 高さは、3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
	はり紙、はり札及び 立看板		1 表示面積が、はり紙又ははり札にあつては1平方メートル以下、立看板にあつては2平方メートル以下であること。 2 道路上に突き出していないこと。

	置き看板	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
--	------	--

2 条例第7条第2項第2号の基準

1個の表示面積は、2平方メートル以下であること。

3 条例第7条第2項第5号の基準

広告物の種類	基準
乗用旅客自動車に表示される広告物	表示面積は、各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であること。
乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される広告物	1 表示面積は、車体底部を除く表面積の10分の3以下であること。 2 車体の窓、ドア等のガラス部分については、表示しないこと。
乗用車又は貨物自動車に表示される広告物	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等以外のものを表示していないこと。

4 条例第7条第2項第9号の基準

- (1) 当該工事期間中に限り表示するものであること。
- (2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。
- (3) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は、表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの平面積の20分の1以下であること。

5 条例第7条第3項第1号の基準

- (1) 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は、5平方メートル以下であること。
- (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は、15平方メートル以下であること。

6 条例第7条第3項第3号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

7 条例第7条第6項第1号の基準

条例第7条第2項第1号の基準のうち、禁止地域等以外の地域における基準とする。

8 条例第7条第6項第2号の基準

表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の平面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

9 条例第7条第7項の基準

- (1) はり紙又ははり札にあっては表示面積が1平方メートル以下、広告旗又は立看板にあっては縦（立看板にあっては、脚部を含む。）1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。
- (2) 広告旗にあっては、高さが3メートル以下で、かつ、道路上に突き出していないこと。
- (3) はり紙には表示の始期及び終期、はり札、広告旗又は立看板には表示しようとする者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

別表第 2（第 7 条関係）

1 条例第 6 条の許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用 広告	屋上利用広告	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から 12 メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の 10 分の 1 以下又は総表示面積 10 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の 3 分の 5 以下で、かつ、48 メートル以下であること。ただし、軒高の 3 分の 5 が 12 メートルに満たないときは、地上から 12 メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。 4 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた商業地域以外の地域で、新幹線鉄道の路端からの距離が 500 メートル以下であるときは、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。
	壁面利用広告	1 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の 5 分の 1 以下であること。 2 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。 3 都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた商業地域以外の地域で、新幹線鉄道の路端からの距離が 500 メートル以下であるときは、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。
	屋上利用広告及び壁面利用広告の併設	1 表示面積の合計は、建築物の各面に対してその壁面面積の 5 分の 1 以下であること（自家広告物は除く。）。 2 屋上利用広告及び壁面利用広告の基準に適合すること。
	突出し広告	1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 2 壁面からの突き出し幅は、1.2 メートル以下であること。 3 道路上への突出し幅は、道路境界から 1 メートル以下であること。 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から 2.5 メートル以上、車道上にあつては路面から 4.5 メートル以上であること。

建造物から独立した広告	市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）	1 表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、自家広告物にあっては、1面の表示面積が30平方メートル以下で、総表示面積は60平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院、埼玉県知事が指定した災害拠点病院又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定による告示を受けた救急病院若しくは救急診療所の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合 (2) 自家広告物であって、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合
	市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）	1 表示面積は、6平方メートル以下であること。ただし、自家広告物にあっては30平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院、埼玉県知事が指定した災害拠点病院又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定による告示を受けた救急病院若しくは救急診療所の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合 (2) 自家広告物であって、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合
バス停上屋利用広告		1 面の表示面積は、2平方メートル以下であること。
広告幕（つりさげを含む。）		1 長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。 2 道路上における下端の高さは、路面から5メートル以上であること。

広告旗		1 表示面は、縦1. 8メートル以下及び横0. 6メートル以下であること。 2 高さは、3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。 4 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	袖（そで）付広告	1 縦の長さが1. 2メートル以下で、かつ、出幅が0. 6メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4. 5メートル以上であること。 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告	上端の高さが地上から3. 2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1. 2メートル以上であること。
はり紙、はり札及び立看板		1 はり紙又ははり札にあつては表示面積は1平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）1. 8メートル以下及び横0. 6メートル以下であること。 2 同一の場所又は物件に並べて表示しないこと。 3 はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
置き看板		1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
アドバルーン		1 気球部分の直径は、3メートル以下であること。 2 広告幕（網を含む。）の長さが15メートル以下で、かつ、幅が1. 5メートル以下であること。 3 上端の高さは、地上から45メートル以下であること。
アーチ利用広告		1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあっては路面から5. 5メートル以下、車道上にあっては路面から7. 5メートル以下であること。 2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあっては路面から3. 5メートル以上、車道上にあっては路面から5メートル以上であること。 3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上か

	ら 1. 2メートル以上であること。
標識利用広告	表示面積は、0. 5平方メートル以下であること。
自動車利用広告	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 広告宣伝用自動車を利用するもの (2) (1)以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0. 3平方メートル以下であるもの

2 条例第7条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類		基準
建造物利用 広告	屋上利用広告	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面利用広告	1 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、軒高以下であること。 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出し広告	1 総表示面積は、6平方メートル以下であること。 2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 3 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 4 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。 5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建造物から独立した広告		1 表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置個数は、3個以下であること。 4 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。 5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
広告幕（つりさげを含む。）		長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。

広告旗	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 高さは、3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
はり紙、はり札及び立看板	1 はり紙又ははり札にあつては表示面積は1平方メートル以下、立看板にあつては2平方メートル以下であること。 2 道路上に突き出していないこと。
置き看板	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。

- 3 条例第7条第5項第2号に係る許可の基準
表示面積は、10平方メートル以下であること。

- 4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
全ての広告物		1 周辺の景観に調和した色彩、意匠等に配慮すること。 2 広告物又は掲出物件には、広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てる旨が明示されていること。
建造物利用 広告	屋上利用 広告	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8メートル以下であること。 ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面利用 広告	1 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、軒高以下であること。 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出し 広告	1 総表示面積は、6平方メートル以下であること。 2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 3 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 4 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。

		5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建造物から独立した広告		1 表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。
バス停上屋利用広告		1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。
広告幕（つりさげを含む。）		長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。
広告旗		1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 高さは、3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	袖（そで）付広告	1 縦の長さが1.2メートル以下で、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告	上端の高さが地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1.2メートル以上であること。
はり紙、はり札及び立看板		1 はり紙又ははり札にあつては表示面積は1平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 2 同一の場所又は物件に並べて表示しないこと。 3 はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
置き看板		1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
アーチ利用広告		1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。 2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。 3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。

標識利用広告	表示面積は、0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 広告宣伝用自動車を利用するもの (2) (1)以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの

別表第3（第8条関係）

広告物の種類	許可期間の基準
広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く。）、標識利用広告、アーチ利用広告及び自動車利用広告	3年以内であること。
広告幕（つりさげを含む。）、置き看板及びアドバルーン	3月以内であること。
はり紙、はり札、広告旗及び立看板	1月以内であること。